

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農林水産部 水産課

法令名		遊漁船業の適正化に関する法律				法令番号	昭和 63 年 12 月 23 日 法律第 99 号				
手続名		遊漁船業団体の指定				根拠条項	第 24 条				
審査基準		知事は遊漁船業者を直接、又は間接の構成員とする営利を目的としない法人であって、下記の各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを遊漁船業団体として指定することができる。 1 遊漁船業の適正な運営を確保するための構成員に対する指導を行うこと。 2 漁場の適正な利用を推進すること。 3 遊漁船業に関する利用者の苦情を処理すること。 4 前 3 号の業務に附帯する業務									
受付機関	水産課	処理機関	水産課	交付機関	水産課	標準処理期間		30 日	目次 No.	33	
						標準経由期間		日			